立会業務管理システムサービス契約約款

本約款は、NTT インフラネット株式会社(以下「乙」という。)が契約者(以下「甲」という。)に提供する立会業務管理システムサービス(以下「本サービス」という。)を 甲が利用するにあたり必要な条件を定めたものである。

(本サービスに関する契約の成立)

- 第 1条 本サービスの利用を希望するもの(以下「申込者」という。)は、本約款の内容を確認・承諾の上で、乙所定の注文書、第5条第1項に規定する届出事項などを 乙所定の方法により提出するものとする。
 - 2 前項の申込に乙が承諾し、乙作成の注文請書が甲に到着したときに、本約款の各 条項を内容とする本サービスの利用に関する契約(以下、「本契約」という。)が 成立するものとする。

(基本的な権利義務)

第 2条 乙は、注文請書に記載のサービス提供期間(以下「契約期間」という。)、甲 に本サービスを提供し、甲は、注文請書に記載の契約金額(以下「契約金額」と いう。)を乙に支払うものとする。

(本サービスの利用)

- 第 3条 乙は、甲に対し、本契約に基づき、甲が、注文請書に記載のライセンス等の範囲内にて、電気通信回線を通じて乙の指定するURLにアクセスすることにより、本サービスを利用できる環境を提供する。
 - 2. 本サービスの詳細は、別紙仕様書のとおりとする。
 - 3. 甲が本サービスを利用する際、第6条第1項に基づき乙が甲に通知したアカウントを用いることとする。

(本約款、本サービス及びマニュアルの変更やバージョンアップ)

- 第 4条 乙は、甲の承諾を別途要することなく、自己の裁量により本約款、本サービス 及びマニュアルの変更やバージョンアップ(以下「本変更など」という。)をす ることができる。
 - 2. 本変更などにより甲が本サービスを利用する環境の変更が生じた場合であって も、甲は自らの責任と負担にて、環境の変更又は本条第4項に基づく解約等必要 な措置を行うものとする。
 - 3. 本変更など(ただし、マニュアルの変更やパージョンアップを除く)をする場合、乙は、甲に対して、変更内容および変更日その他乙が必要と認める事項を、当該変更の日の1週間前までに通知する。ただし、緊急又はやむを得ない事情がある場合、乙は、甲の承諾を別途要することなく、自己の裁量により当該通知の予告期間を短縮できる。
 - 4 本変更など(ただし、マニュアルの変更やバージョンアップを除く)について

不服ある甲は、本契約を解約することができる。この際、甲は、本変更など後の 本サービスが適用された日から10営業日以内に書面で乙に通知するものとする。

5 本変更などより前に締結された本契約及び変更契約は変更の日をもって変更後の 本契約などを適用するものとする。

(本契約の申し込み)

- 第 5条 申込者は、乙に対し、商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他乙が必要とする事項を書面にて届け出ると共に、乙が必要とする書類を提出するものとする。
 - 2 乙は次の各号のいずれかに該当するとき、申込者の申込みを承諾しないことがある。
 - (1) 申込者が、本契約の内容を承諾していないことが判明したとき
 - (2) 申込者が、過去に、債務の不履行、本契約の違反などの事由により、本契約を解除されたことがあるとき
 - (3) 申込者が、将来に、債務の不履行、本契約の違反などを行う蓋然性が高いと乙が 判断したとき
 - (4) 申込者が、第36条の規定に違反したとき
 - (5) 申込書その他乙に提出する書面等に不正確な内容又は虚偽の内容が記載されていたとき
 - (6) 申し込み内容を実現することが困難と乙が判断したとき
 - (7) 前各号の他、申込者からの申し込みが不適当と判断したとき

(アカウント)

- 第 6条 乙は、注文請書に記載の利用開始日までに、甲が本サービスを利用するために 必要な「立会業務管理システムアカウント」(以下「アカウント」という。)を 郵送又は甲が指定するメールアドレスに電子メールにて送信する方法により通知 する。ただし、甲は、乙に対し、アカウントの通知に必要となる情報を乙が指定 する期日までに提供するものとする。
 - 2. 甲は、前項の通知到達後、本サービスを利用できるか否かを直ちに確認し、 利用できない場合は、乙にその旨を通知しなければならない。
 - 3. 乙が甲にアカウントを通知した日から30日以内に甲から前項の通知がなされない場合(以下、「納品完了」という。)、乙の責めに帰すべき事由によるアカウントの不具合であったとしても、甲は第30条に基づき乙が甲に請求する契約金額等の支払いを免れず、乙は、それにより甲に生じた損害につき一切の責任を負わない。
 - 4. 甲は、アカウントを自らの責任により厳重に管理し、これらの不正使用により 乙又は第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じなければならな い。
 - 5. 甲は、アカウントを第三者と共有、開示又は貸与してはならない。
 - 6. 甲および乙は、アカウントの漏洩や第三者利用を確認した場合又はこれらの疑いが認められる場合には、直ちに相手方にその旨を通知し、互いに協力して適切な措置を行うものとする。
 - 7. 前項の場合、乙はあらかじめ甲に通知した上で、アカウントを無効にし、新た

なアカウントを甲に通知することができる。

- 8. 乙は、甲に付与したアカウントによる本サービスの利用その他の行為は、すべて甲による行為とみなし、当該アカウントを用いた本サービスの利用に関する注文請書に記載の立会業務管理システム利用料(以下「利用料」という。)の支払その他の債務一切を負担するものとする。また、当該行為により乙又は第三者が損害を被った場合、甲は当該損害を賠償するものとする。
- 9 前項の規定は、乙の故意又は重過失により、アカウントが、第8条1項の規定 に基づき甲が本サービスを利用させている者(以下、「利用者」という。)以外 の者に利用された場合には、適用しない。

(甲に関わる内容の変更)

第 7条 甲は、自己の商号又は名称、本店所在地又は住所など本契約申込時に乙に伝え た内容に変更がある場合、速やかに乙の指定する方法により当該変更の内容を通知 するものとする。

(利用者に対する利用許諾)

- 第 8条 甲は、乙の書面による事前承諾を得た場合に限り、本サービスを自己の従業員 や取締役以外の者に利用させることができる。
 - 2 第5条の規定は、甲が、乙に対し、前項の事前承諾を求める場合に準用する。
 - 3 甲が利用者に本サービスの利用をさせる際は、本約款と同じ内容の契約を利用 者と締結しなければならない。但し、利用者がさらに本サービスの利用を第三者 に許諾することは禁止しなければならない。
 - 4 本条の規定は、甲が利用者との契約内容を変更する場合に準用する。

(本サービス利用における通信設備等)

第 9条 甲は、自らの費用と責任において本サービスを利用するために必要な通信機器、 ソフトウェア、インターネット接続業者との契約その他これらに付随して必要と なるすべての機器およびサービスを準備し(機器などの設定などを含む)、かつ 任意のインターネット接続サービス等を経由して本サービスを利用するものとす る。

(第三者への委託)

- 第10条 乙は、必要に応じて、本サービスに関する業務を第三者に委託し運用すること ができるものとする。
 - 2. 前項により、乙が本サービスの業務を第三者に委託する場合、乙は第三者に対し、本約款の各条項を遵守させるものとする。
 - 3. 乙は、本契約に別に定める場合を除き、甲への事前の通知又は甲の承諾を別途要することなく、自己の裁量により再委託先に対し、乙が甲から許諾された権利を許諾することができるものとする。

(同種委託業務)

第11条 乙は、甲の承諾を得ることなく、第三者に対しても本サービスと同種のサービ

スを提供することができるものとする。ただし、この場合であっても、当事者は、 相手方に対する第37条に基づく義務を免れることはない。

(無保証)

- 第12条 乙は、明示又は黙示を問わず、本サービス、本サービス用設備(本サービスを 提供するため、乙が設置し又は借り受け電気通信設備、システム、その他の設備 や本サービスを提供するため乙が使用するソフトウェア、サービスなどをいう。 以下において同じ。)および本サービスに関連して甲に提供する情報(以下、 「本情報」という。)に関して、商品性、正確性、特定目的への適合性、提供の 状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な利用、内容もしくは性質又は得 られる情報等が甲又は利用者の希望を満たすこと、障害が生じないこと、障害が 修正されること、得られる情報等が正確であることについて、一切の保証責任を 負わないものとする。
 - 2. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(甲の第三者に対する損害賠償義務)

- 第13条 乙は、利用者の行為は甲の行為とみなし、甲は、乙に対して利用者の行為について一切の責任を負うものとする。
 - 2 甲は、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、当該損害 (弁護士費用その他これに準じる費用を含む。)を第三者に対して賠償するもの とする。
 - 3. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(甲作成情報の取り扱い)

- 第14条 甲は、甲が本サービスを利用するために作成し、又は第三者から取得した情報 (以下、「甲作成情報」という。)を自己の責任と費用負担において準備し、管理 及び保存するものとする。
 - 2 乙は、本サービスを提供するために必要な範囲に限り、甲への事前の通知又は 甲の承諾を要することなく、自己の裁量により甲作成情報を使用、複製、改変及 び第三者へこれらの権利を許諾すること(以下、「使用等」という。)ができる ものとし、甲は、乙が、使用等するために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 乙は、本契約が終了した場合、甲への事前の通知、又は甲の承諾を要すること なく、自己の裁量により、甲作成情報、その他本サービス上の甲にかかる一切の 情報を消去することができるものとする。

(情報などの取り扱い)

- 第15条 甲は、本サービス上で利用者が送受信する情報(送信者、受信者、送信日時、送信内容、通話履歴等)及びそのログ(以下「情報など」という。)を取得し利用すること、および情報などの取得および利用に関する目的を利用者に対し明示し、利用者の同意を得るものとする。
 - 2 甲は、前項の同意により許容される範囲又は本サービスの安定的運用および改善、 セキュリティ運用、新たなサービスの開発、本サービスや乙が行う他の業務の機能

追加、品質維持および向上の目的その他の正当な目的がある場合であって、法令により許容される適正な範囲に限り、甲の責任において情報などを利用できるものとする。

- 3. 甲は、情報などの利用にあたり、前項に準ずる範囲に限り、乙、乙の再委託先及び乙が本サービスの機能を実現するためソフトウェアやサービスの利用などに関する契約を締結しているNTTドコモソリューションズ株式会社(以下、「Dソル社」という。)が、当該ログを利用できることを承諾し、第1項に準じ、利用者から予め同意を得るものとする。
 - 4. 甲は、情報などの利用にあたり、情報などの利用目的の特定および利用者に対する明示(社内規程の整備等を含む。)、情報などの管理に係る規程等の整備、 当該規程等の周知徹底およびログの利用状況に関する監査又は確認の実施など、 情報などの安全管理のために必要な措置を講じるものとする。
 - 5. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(個人情報等の取り扱い)

- 第16条 甲および乙は、本契約及びこれらに関して第三者が提供する個人情報について、 個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、個人情報保護法を遵守して取り 扱う。
 - 2 甲は、乙に提供する個人情報は、個人情報保護法などの法令及びガイドライン などに従って適切適正に取得したものであることを確約するものとする。
 - 3 甲は、乙が甲から提供された個人情報を、次の各号に掲げる目的で利用することを承諾するものとする。
 - (1) 本サービスの運営のため及び本サービスの運営にあたり再委託先に委託した業務を実施させるため
 - (2) 本サービス用設備などの開発運用、維持、改善、管理のため
 - (3) 本サービス又はこれに関連する各種申し込み、社内審査、承諾、拒否、請求、案内もしくは連絡等の実施又は問い合わせ対応のため
 - (4) 本サービスまたこれに関連する商品、設備、システムなどに関するアンケート、市場調査の実施のため
 - 4 甲及び乙は、相手方から提供された個人情報を秘密として保持するものとする。
 - 5 第37条第3項乃至第7項及び第9項の規定は、個人情報について適用するものとする
 - 6 前項にて準用する第37条第5項に基づき、乙がDソル社に個人情報を提供する場合は、以下の各事項について甲に説明し同意を得るものとする。この場合、 甲は、乙が適法にDソル社に提供を行うために必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 乙が個人情報を提供するDソル社の名称及び連絡先
 - (2) 乙がDソル社に個人情報を提供する目的
 - (3) 提供する個人情報の項目
 - (4) 提供の手段・方法
 - (5) 乙における個人情報の取り扱い方法
 - 7 乙及び再委託先等の第三者は、本サービスの安定的な提供及び稼働状況のモニタリングなど本サービスの運営のために必要な場合、第三者の提供するサービス

などを利用等することがある。この場合、前各項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる対応をとるものとする。

- (1) 乙および再委託先は、本サービスの安定的な提供及び稼働状況のモニタリングなど本サービスの運営のために必要な場合、利用者の個人情報、利用状況に関する情報その他これらに付帯する情報の取り扱いについて、第三者にその取扱いを委託すること及び提供することがある。これらの第三者には、外国にある事業者が含まれる場合がある。甲は、これらについてあらかじめ利用者の同意を得るなど当該個人情報を適正に取得したものであることを確約するものとする。
- (2) 乙は、前号に基づき第三者に利用者などの個人情報の取り扱いを委託等する場合、関連法令に基づき個人情報の取扱いにかかる適切な管理及び再委託先の監督を行うものとする。
- 8 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(監査)

- 第17条 乙は、利用者が本契約に違反した場合若しくは違反する可能性があると乙が判断した場合、甲に事前に通知することにより、甲が利用中又は利用していた本サービスなどの利用状況などについて、監査、監視、分析、調査などを実施することができる。
 - 2 前項の場合、乙は甲に対し、監査に必要な情報の提出、本サービスなどの利用場 所への立ち入りその他監査を実施する上で必要な事項を要求することができ、甲は これに応じなければならない。
 - 3 監査により本契約に違反する事象が発見された場合、甲は、乙の指示に従って自 己責任により当該違反を是正するものとし、その結果を乙に書面により報告しなけ ればならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、乙は本サービスなどの利用場所に立ち入り、当該違反 を是正するための措置を講じることができる。この場合、乙は甲に対し、当該措置 に要した費用を請求することができる。
 - 5 第3項の規定にかかわらず、第1項及び第2項の規定に基づき取得した利用状況 について、第22条の規定に違反したことが発覚した場合、乙は、超過したライセンス分に対し利用料相当額を請求することができる。
 - 6 監査の対応において甲に発生する費用は、乙が書面により事前に承諾した場合を 除き、甲が全て負担するものとする。
 - 7 乙は、第1項及び第2項の規定に基づき甲から提出された情報を保管する義務は 負わないものとし、乙の判断により破棄することができるものとする。

(乙の免責)

第18条 乙は次の各号のいずれかに該当する場合、債務不履行責任、不法行為責任、 その他の法律上の請求原因の如何を問わず、一切の義務及び責任を負担せず、次 の各号に掲げる事由に起因し又は関連して、甲又は第三者が不利益又は損害を被 った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 甲作成情報の管理又は保存が不適切であったことに起因して生じた事由による場合
- (2) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任又は監督に関し、乙に 故意又は重過失がない場合
- (3) 本サービス用設備のうち、乙が製造にかかわらないハードウェア、ソフトウェアに起因する障害の場合、乙が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトに関して、当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイルなどを提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入に起因する場合
- (4) 第12条に規定する事由による場合
- (5) 本サービスの利用停止など本契約に基づく乙の行為に起因する場合
- (6) 前各号のほか、乙の責めに帰さない事由による場合
- 2 甲の本サービスの利用及び本情報そのほか本サービスの利用により得た情報 などにより甲又は第三者に損害が生じたり、甲と第三者との間で紛争が生じた 場合でも、乙は、甲又は第三者に対し何らの責任も負わないものとし、甲の責 任において解決するものとする。
- 3. 乙は、甲の本サービス上のデータが消失するなどして甲が不利益を被った場合であっても、何らの責任も負わないものとする。
- 4. 乙は、第三者が不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、甲又は第三者に損害を与えた場合であっても、その損害について何らの責任も負わないものとする。ただし、乙の故意又は重過失により、アカウントが乙及び利用者以外の第三者に利用された場合は除く。
- 5. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(乙の損害賠償義務)

- 第19条 乙が、本契約に違反し甲に損害を与えた場合は、甲に対し当該違反により生じた直接かつ通常損害においてのみ損害賠償の責を負うものとする。ただし、自己の責に帰せざる事由による場合、別紙仕様書で定められていないサービスに帰する事由による場合はこの限りではない。
 - 2. 損害賠償金額については、甲乙協議の上これを定めるものとする。
 - 3. 第1項に定める損害賠償の限度額は、事由のいかんを問わず、利用料の1ヶ月分相当額とし、かつ、該当する逸失利益および特別損害については一切責任を負わないものとする。
 - 4. 甲の乙に対する損害賠償請求権は、本サービスの利用等に関し損害が生じたことを甲が知った日から起算して3か月を経過してもなお行使されない場合、消滅するものとする。
 - 5. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(甲の損害賠償義務)

第20条 甲が、本契約に違反し乙に損害を与えた場合は、乙に対し当該違反により生じ た直接かつ通常損害においてのみ損害賠償の責を負うものとする。ただし、自己 の責に帰せざる事由による場合はこの限りではない。

- 2. 損害賠償金額については、甲乙協議の上これを定めるものとする。
- 3. 第1項に定める損害賠償の限度額は、事由のいかんを問わず、利用料相当額とし、かつ、該当する逸失利益および特別損害については一切責任を負わないものとする。
- 4. 甲の責めに帰すべき事由により乙の知的財産権が侵害された場合において、乙 に生じた損害については前3項の規定は適用しないものとする。
- 5. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(Dソル社の無責)

- 第21条 甲は、請求原因の如何を問わず、本サービスに起因する損害賠償などの請求を 含め、一切の責任追及をDソル社に対して行うことができないこと及びDソル社に対 して一切の請求や責任追及を行わないことを承諾する。
 - 2 本条の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(禁止事項)

- 第22条 甲は、本サービスの利用およびそれに関連し、自ら又は第三者をして、次の各 号の一に該当する行為(該当するおそれのある行為を含む)をしてはならない。
 - (1) 乙又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスにより利用しうる情報を不正に利用、改ざん又は消去する行為
 - (3) 利用者以外の第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令又は公序良俗に違反する、又は乙もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 第三者および乙を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を 毀損する行為
 - (6) わいせつ、ポルノ又は虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を第三者に送信又は提供す る行為
 - (9) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は第 三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール) を送信する行為
 - (10) 乙に虚偽又は不正確な情報(各種申込書、その他の書面の記載内容を含む。) を通知、提供又は申告する行為
 - (11) 第三者の設備等又は本サービス用設備の利用に支障を与える行為
 - (12) 本サービスの機能解析、ソフトウェア、アプリケーション又はシステム の構成分析、技術調査、改変等、本サービスを利用する以外の目的によ り本サービスを利用する行為
 - (13) 本サービスにおいて、乙が提供するコンテンツ、クライアント端末用ア プリケーションおよび関連資料を利用者以外の第三者に対して配布する 行為
 - (14) 本サービスにおいて、乙が提供するコンテンツ、クライアント端末用ア

プリケーションおよび関連資料の第三者に対する販売、又はこれに類する行為

- (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助 長する行為
- (16) 本契約その他乙が提示する条件に違反し又は違反するおそれのある行為
- (17) 前各号のほか、乙が不適切と判断する行為
- 2. 甲は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は 該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに乙に通知する ものとする。
- 3. 乙は、甲が提供又は伝送する(甲の利用とみなされる場合も含む。)データや情報等が、第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、甲への事前の通知又は甲の承諾を別途要することなく、乙の裁量により当該情報を削除することができるものとする。ただし、乙は、甲の行為又は甲が提供もしくは伝送する(甲の利用とみなされる場合も含む。)データや情報等を監視する義務を負うものではない。
- 4. 第1項各号のいずれかに該当する行為に起因又は関連して、甲又は第三者が不利益又は損害を被った場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとする。

(本サービスの利用制限)

第23条 乙は、甲又は利用者の本サービス利用に起因若しくは関連して本サービスの運営に支障が生じた場合、又は支障が生じる恐れがあると判断した場合、甲への通知 又は承諾を別途要することなく、乙の裁量により本サービスの利用を制限することがある。

(本サービスの提供の一時的な中断)

- 第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲への事前の通知又は甲の承諾を 別途要することなく、自己の裁量により本サービスの全部又は一部の提供を一時的 に中断することがある。
 - (1) 本サービス用設備に係る事故、破損、故障、不具合、不通、不良、不作動、動作遅延等(以下、これらを「障害」という。)、第三者からの警告等により、緊急に、保守、点検、工事、改修、バージョンアップ、権利関係の確認等を行う場合
 - (2) 本サービスを提供するために必要な電気通信事業者、電気事業者その他の 第三者が提供するサービスが乙への事前の通知等なく中断した場合
 - (3) 運用上又は技術上等のやむを得ない理由により、緊急に中断すべき事由が 生じた場合
 - (4) 前各号のほか、天災地変等乙の責めに帰すことができない事由により、本 サービスを提供することが困難な場合
 - 2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲へ事前に通知のうえ、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中断することがある。
 - (1) 本サービス用設備に係る、定期的又は不定期的であるが事前の通知が可能な、保守、点検、工事、改修、バージョンアップ、権利関係の確認等を行

う場合

- (2) 本サービスを提供するために必要な電気通信事業者、電気事業者その他の 第三者が提供するサービスが将来において中断する旨の連絡を乙が受けた 場合
- (3) 前各号のほか、運用上又は技術上等のやむを得ない理由により、将来において中断すべき事由が生じた場合
- 3. 第1項又は第2項に該当する場合、乙は、甲に対して、第1項の場合は把握しうる 範囲での中断解消時期を、第2項の場合は中断開始時期および中断解消時期を、速 やかに通知するものとする。
- 4. 乙は、本条に基づく本サービスの提供中断による何らの責任も負わないものとする。

(本サービスの停止)

- 第25条 次の各号の一に該当する場合、乙は、甲に対する事前の通知又は催告を要する ことなく、本サービスの提供を停止することができ、それによる何らの責任も負 わないものとする。
 - (1) 甲が第41条1項又は2項各号のいずれかに該当する場合
 - (2) 甲が第22条第1項各号のいずれかの行為をした場合
 - (3) 乙の業務の遂行若しくは乙の電気通信設備、本サービス用設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - (4) 本サービス用設備に対する危険や脅威と判断したアクセスがあったとき
 - (5) 甲の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供に支障が生じた場合
 - (6) 甲が本契約の規定に違反したときその他乙が不適当と判断する行為を行ったとき

(本サービスの廃止)

- 第26条 乙は、甲の承諾を別途要することなく、自己の裁量により本サービスの全部 又は一部を廃止することができるものとする。この場合、乙は、甲に対して、本 サービスを廃止する日の6ヶ月前までに、書面によりその旨を通知するものとす る。ただし、緊急又はやむを得ない事情がある場合、乙は、甲の承諾を別途要す ることなく、自己の裁量により当該通知の予告期間を短縮することができるもの とする。
 - 2. 前項の規定により、本サービスの全部を廃止する場合、又は本サービスの一部を廃止することにより甲が利用する全てのサービスメニューの提供を継続することが困難と乙が判断した場合、本契約は、前項の書面に記載した本サービスの廃止日をもって自動的に解約となる。
 - 3. 前2項の規定に関わらず、乙と D ソル社との間の前提サービスに関する契約が終了した場合、本サービスは当然廃止されるものとし、前提サービスに関する契約終了日に本契約は自動的に解約となるものとする。

(善管注意義務)

第27条 乙は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとする。

(本サービス利用のための環境維持)

- 第28条 乙は、本サービス利用のための環境維持に努めるものとする。
 - 2. 乙は、本サービス利用のための環境を維持するために必要と判断した場合に、 甲の設備、甲の作成した情報等に関して、監査、監視、分析、調査等を実施する 場合がある。

(本サービス用設備の障害等)

- 第29条 乙は、本サービス用設備に関して障害があることを知ったときは、遅滞なく甲 にその旨を通知するものとする。
 - 2. 甲および乙は、前項のほか、本サービスに障害が生じたことを発見したときは、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を協議するものとする。

(契約金額等の請求)

- 第30条 乙は、納品完了後、契約金額を一括して、請求書により甲に請求するものとする。ただし、第40条第2項に基づき本契約を更新した場合は、契約金額のうち、初期費用は請求しないものとする。
 - 2. 前項の支払いにおいて消費税額に1円未満の端数があるときは、その額を切り 捨てるものとする。
 - 3. 契約期間の途中で、本契約が終了した場合や本サービスを利用できない期間が 生じた場合であっても、その理由の如何を問わず、甲は第1項に規定する金員の 支払い義務を免れないものとする。

(請求書による契約金額等の支払い)

- 第31条 甲は、乙から第30条第1項に規定する請求書を受領したときは、給付完了日から45日以内(以下「支払約定期間」という。)に契約金額等を支払うものとする。ただし、次の各号に示す期間は支払約定期間に算入しないものとする。
 - (1)給付完了日より7日を超えて甲が乙の請求書を受領した場合、7日を超えて請求書を受領した日までの期間
 - (2) 訂正を要する請求書を甲が受領した場合、訂正のために乙に返付した日から訂正した請求書を甲が受領した日までの期間
 - 2. 甲は、支払請求書を受理した後、その請求書の内容に異議があるときは、その 事由を付して遅滞なく乙に通知するものとする。この場合、その通知をした翌日 から適正な請求書を受理した日までの期間は、支払約定期間に算入しないものと する。
 - 3. 契約金額等の支払いは、乙の指定する金融機関の銀行口座に振り込むことによって行うものとする。なお、その際の振り込み手数料は甲の負担とする。

(支払遅延利息)

第32条 前条第1項の支払約定期間を経過しても契約金額等の支払いがない場合は、乙 は甲に対して当該支払約定期間満了日の翌日から契約金額等が支払われた日まで、 支払遅延金額に対し年8.25パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない事由により支払いが遅滞した場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

2. 前項の支払遅延利息は100円未満を切り捨てるものとする。

(産業財産権)

- 第33条 本サービス(本サービスを活用し拡張する部分を含む)に関する産業財産権 (知的財産権、ノウハウ、その他の権利(知的財産権を出願する権利を含む)をい う。以下において同じ)は、乙又は正当な権利を有する第三者に帰属するものとす る。
 - 2 乙の本契約に基づく本サービスの提供は、甲に対し、本サービスの利用に必要な 範囲を超えて第1項の産業財産権の利用を許諾しているものではないものとする。
 - 3 甲は、本契約において明示的に定める場合を除き、本契約の締結により、本サービスに関する産業財産権その他の権利を取得するものではないことを承諾するものとする。
 - 4 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(第三者サービスの利用)

第34条 乙は第三者のサービスやソフトウェアを組み込んだサービスを本サービスとして提供する場合がある。甲が遵守すべき第三者の利用条件がある場合、乙は甲に対し、この内容を通知するものとする。甲は、遵守すべき第三者の利用条件が提示された場合は、この内容をよく確認し、利用条件に同意できる場合のみ、本サービスを利用するものとする。

(第三者との紛争)

- 第35条 本サービスに関し、甲又は乙と第三者との間で紛争その他のトラブルが生じた場合(第三者の有する産業財産権若しくはその他の権利、又はそれらの権利に基づく実施権等の権利(以下「産業財産権等」という。)に関する紛争を含む)、利用契約を終了する場合がある。
 - 2 本サービスに関し、甲に対し第三者から産業財産権等その他の権利を侵害している旨の申立てがなされた場合、甲は、直ちに本サービスやソフトウェア等の使用を中止のうえ、速やかに当該申立ての事実とその内容を乙に通知するものとする。
 - 3 本サービスの内容が第三者の産業財産権等を侵害しているとして甲又は乙に対し何らかの請求、異議申立てがなされ、又は訴訟が提起される等の紛争が生じた場合には、甲は乙の指示に従い、甲乙協力して対応するものとする。この場合に、乙が求めた場合、甲は当該申立て又は紛争を処理するために必要な権限を乙に委任するとともに必要な協力を行うものとする。
 - 4 本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第36条 甲および乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっ

て次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益 を図る目的で暴力団員等を利用し、又は暴力団員等の威力を利用する目的で 暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先 的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
- 2. 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を 要せず即時に本契約を解除することができる。
 - (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し 又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3. 甲は、本契約を履行するための業務を再委託する契約又は原材料等を購入する契約等(以下「再委託契約等」という。)の相手方又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、再委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資することが判明したとき、又は再委託契約等の相手方が自ら又は第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。
- 4. 乙は、甲が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を 解除することができる。
- 5. 甲および乙は、第2項又は前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に 損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。
- 6. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(機密の保持)

第37条 甲および乙は、本サービスの利用又は提供において知り得た、次の各号のいずれかに該当する相手方の情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなくいかなる第三者にも開示又は漏洩しないものとする。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真、フィルム、その他関係 資料等の書面又は電子媒体により開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知された上で、口頭、その他書面又は電子媒体以外の方法により開示された情報であって、当該開示後10日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により相手方に通知されるもの
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、開示を受けた当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 開示を受けた時点で開示を受けた当事者が既に保有している情報
 - (4) 秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入 手した情報
 - (5) 開示された情報によらず、開示を受けた当事者が独自に開発した情報
 - (6) 開示をする当事者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した情報
- 3. 第1項の規定にかかわらず、甲および乙は、相手方から開示された秘密情報の うち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、 当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対して開示することができるも のとする。この場合、甲および乙は、関連法令に違反しない限り、事前に開示す る旨を相手方に通知するものとし、事前に通知することができない場合は開示後 速やかにこれを行うものとする。
- 4. 甲および乙は、本サービスを利用又は提供する目的の範囲内に限り、相手方から開示された秘密情報を使用、複製および改変(以下、これらを「複製等」という。)することができるものとする。この場合、甲および乙は、当該複製等された秘密情報に関しても、秘密情報として取り扱うものとする。
- 5. 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲又は利用者の秘密情報をDソル社に提供することが出来るものとし、甲は、第15条第1項に準じ、予め利用者から必要な同意を得るものとする。
- 6. 第1項の規定にかかわらず、乙は、本サービスを提供するために必要な範囲内に限り、甲への事前の通知又は甲の承諾を別途要することなく、自己の裁量により、再委託先に対して、甲から開示された秘密情報を開示することができるものとする。この場合、乙は、再委託先に対して、本条の規定に基づき乙が負うべき義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 7. 甲および乙は、本契約が不成立となったとき、本契約が終了したとき、又は相手方の要請があったとき、相手方から開示された秘密情報(複製等された秘密情報を含む。)を直ちに相手方に返還、廃棄又は消去する等の処置を行い、一切保存しないものとする。
- 8. 甲又は乙は、本契約の履行に必要となる最小限の範囲内で秘密情報を開示するよう努めるものとする。
- 9. 甲および乙は、本条の規定を遵守するために必要となる措置を講じるものとする。
- 10. 本条項の規定は、本契約の終了日の翌日から3年間はなお有効に存続するも

のとする。

(甲の地位の承継)

- 第38条 甲は、合併又は会社分割により本契約にかかる自らの契約上の地位(本契約にかかる債権及び債務を含む。)を承継する場合(以下、甲から当該承継を受けるものを「承継人」という。)、承継人に対し甲から当該契約上の地位の承継を受ける旨を記載した書面その他の乙が必要とする書面を、乙に速やかに提出させるものとする。
 - 2 乙は、前項による承継に係る申込みを承諾した場合、甲が本サービス用設備に 格納した情報を削除するなどの対応を行うことなく本サービスを提供する。承継 人に提示してはならない情報等については、甲の責任で削除を行うものとする。
 - 3 甲は、合併又は会社分割に伴い本サービスの一部の利用を終了する場合、当該 合併又は会社分割を行う前に、当該一部について変更手続きを完了するものとす る。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第39条 甲は、本契約により生じる権利又は義務を、前条に定める場合を除き、第三者に譲渡したり、貸与したり、承継させたり又は担保に供したり(以下「譲渡等」という。)してはならないものとする。なお、乙は、本契約などにより生じる権利(甲から契約金額など、遅延利息の支払を受ける権利を含み、これに限らない。)又は義務を第三者に譲渡等する権利を有するものとする。
 - 2. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(契約の有効期間)

- 第40条 本契約の有効期間は、注文請書に記載のとおりとする。
 - 2. 契約期間満了日の30日前までに甲又は乙から、書面による終了又は契約条項変更等の申し出がない限り、本契約期間満了日の翌日からさらに1年間同一条件で有効に存続するものとし、以後も同様とする。

(契約の解除)

- 第41条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、相手方 に対する事前の通知又は催告を要することなく本契約の全部又は一部を解除する ことができるものとする。
 - (1) 支払い停止又は支払い不能となった場合
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申し立てがあった場合又は租税滞納 処分を受けた場合
 - (4) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続き開始若しくは民事再生 手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあった場合又は 清算に入った場合
 - (5) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止若しくは営業登録の取り消し処分などの処分を受けた場合又は転廃業しようとした場合

- (6)解散、合併、分割、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしようとした場合又は経営の実質的な支配権の変更が生じた場合
- (7) 第36条第1項又は第2項の規定に違反した場合
- (8) 前各号のほか相手方の信用状態に重大な変化が生じた場合
- (9) 本契約を継続し難い重大な背信行為をした場合
- (10) 本店所在地が不明となった場合
- (11)公安・警察当局から公序良俗に反している、又はそれに類する指定を受けている団体、個人、又はその事業内容が公序良俗に反していると認められた場合
- (12) 乙が別途提示する「個人情報保護・セキュリティ保持に関わる基準」に 反していると認められた場合
- 2 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、書面により相手方に催告した日から30日以内に相手方が是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除できる。
 - (1) 相手方が正当な理由なく、本契約を履行しない場合
 - (2) 正当な理由なく、本契約に定める債務の履行が著しく遅延又は不能になった場合
 - (3) その他、相手方が本契約に違反した場合
 - 3 乙は第25条第1項に基づき、本サービスを停止し、当該停止の日から30日を経過してもなおその停止の原因となった事由が解消されない場合(本条第1項各号のいずれかに該当する場合、第1項の規定が適用される)、甲への事前通知を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 甲および乙は、前項の場合以外に必要がある場合、乙が、本サービスの運用上 又は技術上、止むを得ない相当な理由があると判断した場合、あらかじめ書面で 相手方に90日前までに通知した上で、本契約の全部又は一部を解除することが できる。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

(契約終了後の措置)

- 第42条 理由のいかんを問わず、本契約が終了した場合、アカウントは無効となり、以 後甲は本サービスを利用できない。
 - 2 前項の場合、甲は本契約にて取り扱う本サービスの利用にあたり乙から提供されたソフトウェア、電子データーおよび関連資料等(これらの全部又は一部の複製物および改変物を含む。)自己の責任と費用負担において直ちに乙に返還、廃棄又は消去するなどの措置を行ない、一切保存しないものとする。
 - 3 第1項の場合、甲は、第9条に基づき準備した機器、締結した契約、機器など の設定などにつき、自己の責任と費用負担において、返還、解約、再設定などの 措置を行うものとする。
 - 4. 甲の責めに帰すべき事由により本契約が終了した場合を除き、甲は、本契約が 終了するまでに保存した本情報を、本契約終了後も利用することができる。なお、 かかる場合の本情報についても、第12条が適用される。
 - 5. 本契約又は個別契約の終了後、乙において必要となる手続き等が生じた場合、 甲は乙の指示に従ってこれに協力しなければならないものとする。

6. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(臨機の措置)

第43条 天災、不可抗力等の事情により本サービスの一部、又は全部を提供できないと きは、甲乙協力して、本サービスの復旧を行うものとする。

(分離取扱)

第44条 本契約などの一部の条項が、裁判所又は行政庁の裁定により無効又は違法とされた場合、それによって本契約の目的を達することができないと乙が認めるときを除き、当該条項のみを無効とし、いかなる意味でも本契約などに規定する他の情報に影響せず、本契約などの他の条項は有効のまま存続するものとする。

(管轄裁判所)

- 第45条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁 判所を第一審の専属的合意裁判所とする。
 - 2. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(契約外事項の協議)

- 第46条 本契約に関して疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、 甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。
 - 2. 本契約などのいずれかの部分が無効又は違法となった場合であっても、当該 無効又は違法となった部分に関しては、いかなる意味でも本契約などに定める他 の条項に影響せず、有効性を損なわず、および無効にしないものとし、本契約な どの他の条項は全面的に有効とするものとする。
 - 3. 本条項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

以上